

## 変更の事由及び変更点

### <大学院薬学研究科薬科学専攻>

#### ①組織（第3条）

新4年制課程である生命薬科学科に薬科学専攻、修士課程を置くことによる一部改正であります。

#### ②課程（第4条）

修士課程の標準修業年限を定めたことによる一部改正であります。

#### ③教育研究上の目的（第4条の2）

薬科学専攻の教育研究上の目的を定めたことによる一部改正であります。

#### ④在学年数（第5条）

修士課程の在学年数を定めたことによる一部改正であります。

#### ⑤収容定員（第6条）

修士課程の入学定員を「20名」、収容定員を「40名」と定めたことによる一部改正であります。

#### ⑥学位授与（第21条）

修士課程の学位を「修士（薬科学）」と定めたことによる一部改正であります。

#### ⑦その他

文言の修正並びに条項の繰り上げによる一部改正であります。

#### ⑧附則関係

本学則は、平成22年4月1日から施行いたします。

以 上

# 東北薬科大学大学院学則の一部改正 新旧比較対照表

改 正 後	改 正 前	
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(組織)            第三条 本大学院に薬学研究科（以下「本研究科」という）薬科学専攻、修士課程を置く。</p> <p>(課程)            第四条 本研究科の修士課程の標準修業年限は二年とする。</p> <p>2   ( 削 除 )</p> <p>3   ( 削 除 )</p> <p>(教育研究上の目的)            第四条の2 薬科学専攻においては、創薬科学などの生命科学を中心とする専門分野の研究の遂行に必要な基本知識と技術を修得させ、研究者などの多様な人材を養成することを主たる目的とする。</p> <p>(在学年数)            第五条 修士課程は、四年を超えて在学することができない。</p> <p>2   ( 削 除 )</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(組織)            第三条 本大学院に薬学研究科（以下「本研究科」という）薬学専攻、博士課程をおく。</p> <p>(課程)            第四条 本研究科の博士課程は標準修業年限を五年とし、前期二年の課程（以下「前期課程」という）及び後期三年の課程（以下「後期課程」という）に区分し、前期課程は修士課程として取扱う。</p> <p>2   前期課程は広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度な能力を養うことを目的とする。</p> <p>3   後期課程は専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(修業年限及び在学年数)            第五条 前期課程の標準修業年限は二年とする。ただし、四年を超えて在学することができない。</p> <p>2   後期課程の標準修業年限は三年とする。ただし、六年を超えて在学することができない。</p>	摘 要

改 正 後

(収容定員)  
 第六条 本研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻名	課 程		入学定員	収容定員
薬学 研究科	薬科学専攻	修士課程		二〇	四〇

第二章 教育・科目・履修方法

(学科目単位及び履修方法)

第十条 本研究科の教育は、授業科目の別表第1に定める授業及び学位論文等に対する指導によって行う。

(他の大学の大学院又は研究所等における指導)

第十一条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

2 他の大学の大学院又は研究所等における指導を受ける場合の取扱いについては別に定める。

第三章 試験・課程修了

(課程修了)

第十五条 本研究科を修了しようとする者は同課程に二年以上在学して、三十単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2) 削 除

改 正 前

(収容定員)  
 第六条 本研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専門課程	課 程 別		入学定員	収容定員	備考
薬学 研究科	博士課程 (薬学専攻)	前期課程	後期課程	三〇	六〇	
				五	十五	

第二章 教育・科目・履修方法

(学科目単位及び履修方法)

第十条 本研究科の教育は前期課程にあつては、授業科目の別表第1に定める授業及び学位論文等に対する指導を行い、後期課程にあつては研究指導によって行う。

(他の大学の大学院又は研究所等における指導)

第十一条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

2 他の大学の大学院又は研究所等における指導を受ける場合の取扱いについては別に定める。

第三章 試験・課程修了

(課程修了)

第十五条 本研究科の前期課程を修了しようとする者は同課程に二年以上在学して、三十単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2) 後期課程を修了するためには後期課程に三年以上在学して、研究科委員会の定めるところにより、必要な研究指導を受けた上、博士論文

摘 要

改 正 後

(学位論文)

2 | 第十六条 修士学位論文は、当該専攻科目の専門分野における精深なる学識と研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度な能力を証左するに足るものでなければならない。

( 削 除 )

(論文の提出)

2 | 第十七条 修士学位論文は、一年以上在学し、第十五条で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

3 | 2 | 修士学位論文は、本研究科委員会が指示した期日までに提出しなければならない。

( 削 除 )

4 | 3 | 削 除

5 | 4 | 削 除

(最終試験)

第十八条 最終試験は、三十単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士学位論文を提出した者に対して行う。

2 | 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆答又は口頭によって行う。

改 正 前

を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と研究科委員会において認められた場合には、一年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文)

2 | 第十六条 修士論文は、当該専攻科目の専門分野における精深なる学識と研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度な能力を証左するに足るものでなければならない。

2 | 博士論文は、当該専攻科目の専門分野において、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及び従来の学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するものに足るものでなければならない。

(論文の提出)

2 | 第十七条 修士論文は、前期課程に一年以上在学し、第十五条で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 | 修士論文は、本研究科委員会が指示した期日までに提出しなければならない。

3 | 博士論文は、後期課程に一年以上在学し研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、指導教員の承認を得た場合には在学期間が二年に満たなくても博士論文を提出することができる。

4 | 博士課程の論文は在学中に提出することを原則とする。

5 | 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に三年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して三年以内に限り、博士論文を提出することができる。

(最終試験)

第十八条 最終試験は、前期課程にあつては三十単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を提出した者に対して行う。後期課程にあつては必要な研究指導を受けて博士論文を提出した者に対して行う。

2 | 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆答又は口頭によって行う。

摘 要

改正後

第四章 学位

(学位授与)

第二十一条 本研究科に所定の期間在学して第十五条で定める単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格と判定せられた者には、大学院の課程を修了した者として、修士(薬科学)の学位を授与する。

第五章 入学、再入学、転入学、退学、除籍、復籍

(入学資格)

第二十三条 本研究科修士課程に入学することができる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2) (削除)

改正前

第四章 学位

(学位授与)

第二十一条 本研究科に所定の期間在学して第十五条で定める単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格と判定せられた者には、大学院の課程を修了した者として、博士課程前期課程を修了した者には、修士(薬学)、後期課程を修了した者には、博士(薬学)の学位を授与する。

第五章 入学、再入学、進学、編入学、転入学、退学、除籍、復籍

(入学資格)

第二十三条 本研究科前期課程に入学することができる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2) 後期課程に編入学、転入学することのできる者は次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達した者
- (5) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

摘要

改正後

(進学) (削除)

(編入学) (削除)

(転入学)

第二十七条 他の大学の大学院に在学する者で、本研究科に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り選考の上許可することがある。

2 (略)

(入学手続)

第二十八条 入学、再入学、転入学試験に合格した者は、指定の期日までに保証人を定め、学則およびその他の諸規則を固く守ることを誓約しなければならない。

2 (略)

(入学許可等)

第二十九条 前条第一項に定める手続及び第三十五条の入学金の納付を完了した者に入学を許可する。

2 (略)

第三十条〜第三十三条の2 (条項の繰り上げ)

第六章 入学検定料、入学金、授業料

(入学検定料)

第三十四条 入学、再入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて別表第2に定める入学検定料を納付しなければならない。

改正前

(進学)

第二十七条 本研究科前期課程を修了して引続き後期課程に進学することを願った者に対しては別に定めるところにより選考の上進学を許可する。

(編入学)

第二十八条 他の大学の大学院前期課程を修了した者が、後期課程に編入学を願ったときは、前条の進学者が定員に満たない場合に限り別に定めるところにより、選考の上、編入学を許可する。

(転入学)

第二十九条 他の大学の大学院に在学する者で、本研究科に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り選考の上許可することがある。

2 (略)

(入学手続)

第三十条 入学、再入学、編入学、転入学試験に合格した者は、指定の期日までに保証人を定め、学則およびその他の諸規則を固く守ることを誓約しなければならない。

2 (略)

(入学許可等)

第三十一条 前条第一項に定める手続及び第三十七条の入学金の納付を完了した者に入学を許可する。

2 (略)

第三十二条〜第三十五条の2 (条項の繰り上げ)

第六章 入学検定料、入学金、授業料

(入学検定料)

第三十六条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて別表第2に定める入学検定料を納付しなければならない。

摘要

改正後	改正前	摘要
<p>(入学検定料)</p> <p>第三十五条 入学、再入学又は転入学試験に合格した者は所定の期日までに別表第2に定める入学金を納付しなければならない。</p> <p>第三十六条 第三十六条の2 (条項の繰り上げ)</p> <p>第七章 外国人留学生、科目等履修生、研究員、特別研究学生</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第三十七条 外国人で入学、転入学を志願する者があるときは、学力検定のうえ、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 3 (略)</p> <p>第三十七条の2 第四十一条 (条項の繰り上げ)</p> <p>附 則 (平成二十二年四月一日)</p> <p>一 本学則は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>ただし、平成二十二年三月三十一日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。</p>	<p>(入学金)</p> <p>第三十七条 入学、再入学、編入学又は転入学試験に合格した者は所定の期日までに別表第2に定める入学金を納付しなければならない。</p> <p>第三十八条 第三十八条の2 (条項の繰り上げ)</p> <p>第七章 外国人留学生、科目等履修生、研究員、特別研究学生</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第三十九条 外国人で入学、転入学及び編入学を志願する者があるときは、学力検定のうえ、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 3 (略)</p> <p>第三十九条の2 第四十三条 (条項の繰り上げ)</p>	





# 東 北 薬 科 大 学 大 学 院 学 則

昭和37年 4月 1日 制定	平成 7年 4月 1日 改正
昭和39年 4月 1日 改正	平成 9年 4月 1日 改正
昭和44年 4月 1日 改正	平成10年 4月 1日 改正
昭和50年 4月 1日 改正	平成12年 4月 1日 改正
昭和52年 4月 1日 改正	平成14年 4月 1日 改正
昭和55年 4月 1日 改正	平成15年 4月 1日 改正
平成 2年 4月 1日 改正	平成16年 4月 1日 改正
平成 3年 4月 1日 改正	平成17年 4月 1日 改正
平成 3年12月 1日 改正	平成19年 4月 1日 改正
平成 4年 4月 1日 改正	平成20年 4月 1日 改正
平成 5年 4月 1日 改正	平成22年 4月 1日 改正
平成 6年 4月 1日 改正	

## 第 1 章 総 則

### (設 置)

第1条 東北薬科大学に大学院をおく。

### (目 的)

第2条 本大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

### (自己点検・評価等)

第2条の2 本大学院は、その教育研究の水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、これらを実施するため自己点検・評価委員会を設置するものとする。
3. 自己点検・評価規程及び自己点検・評価委員会規程は別に定める。
4. 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による認証を受けるものとする。

### (組 織)

第3条 本大学院に薬学研究科（以下「本研究科」という）薬科学専攻、修士課程を置く。

### (課 程)

第4条 本研究科の修士課程の標準修業年限は2年とする。

(教育研究上の目的)

第4条の2 薬科学専攻においては、創薬科学などの生命科学を中心とする専門分野の研究の遂行に必要な基本知識と技術を修得させ、研究者などの多様な人材を養成することを主たる目的とする。

(在学年数)

第5条 修士課程は、4年を超えて在学することができない。

(収容定員)

第6条 本研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻名	課 程	入学定員	収容定員
薬学 研究科	薬科学専攻	修 士 課 程	20	40

(学 年)

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第8条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 定期休業日は次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

本学創立記念日 5月20日

春季休業 3月1日から4月5日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月21日から翌年1月6日まで

2. 定期休業日において、必要ある場合には、授業を行うことがある。

3. 春季、夏季及び冬季の休業期間は必要により変更することがある。
4. 臨時休業はそのつど定める。

## 第 2 章 教育・学科目・履修方法

(学科目単位及び履修方法)

第 10 条 本研究科の教育は、授業科目の別表第 1 に定める授業及び学位論文等に対する指導によって行う。

(指導教授)

第 11 条 本研究科委員会は、学生の履修を指導するために、各学生ごとに指導教授を定めなければならない。

(他の大学の大学院又は研究所等における指導)

第 11 条の 2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

2. 他の大学の大学院又は研究所等における指導を受ける場合の取扱いについては別に定める。

(教育方法の特例)

第 11 条の 3 教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修学科目の届出)

第 12 条 学生は、指導教授の指示によって履修しようとする学科目を、毎学年の初めに本研究科長に届け出なければならない。

## 第 3 章 試験・課程修了

(単位修得の認定)

第 13 条 各科目の単位修得の認定は試験又は研究報告等により担当教員が行い、合格した者には所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 13 条の 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の

履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、あわせて10単位を超えないものとする。
3. 前2項で修了の要件として認められた場合は本大学院で代りの授業科目を履修することができる。
4. 前3項にかかる規程は別に定める。

(試験の時期)

第14条 科目試験は授業の完了した科目について、学期末又は学年末に行う。ただし病気、その他止むを得ない事由により試験を受けることができなかつた者には追試験を行うことがある。

(課程修了)

第15条 本研究科を修了しようとする者は同課程に2年以上在学して、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位論文)

第16条 修士学位論文は、当該専攻科目の専門分野における精深なる学識と研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を証左するに足るものでなければならない。

(論文の提出)

第17条 修士学位論文は、前期課程に1年以上在学し、第15条で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2. 修士学位論文は、本研究科委員会が指示した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第18条 最終試験は、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士学位論文を提出した者に対して行う。

2. 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆答又は口頭によって行う。

(課程修了の認定)

第19条 学位論文の審査及び最終試験は本研究科委員会において選出された審査委員が行い、可否は審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定する。

(成績の評価)

第20条 科目試験、学位論文及び最終試験の成績は100点を満点とし60点以上を合格と

する。ただし、成績は公表しない。

## 第 4 章 学 位

### (学位授与)

第 2 1 条 本研究科に所定の期間在学して第 1 5 条で定める単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格と判定せられた者には、大学院の課程を修了した者として、博士課程前期課程を修了した者には、修士（薬科学）の学位を授与する。

## 第 5 章 入学、再入学、進学、編入学、転入学、退学、除籍、復籍

### (入学期)

第 2 2 条 入学の時期は毎学年の始めとする。

### (入学資格)

第 2 3 条 本研究科修士課程に入学することのできる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 1 6 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 1 5 年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### (出願手続)

第 2 4 条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

### (選考)

第 2 5 五条 入学志願者に対しては、課程を修めるために必要な学力、人物及び身体について選考の上、合格者にその旨を通知する。

### (再入学)

第 2 6 条 課程の中途において退学した者が再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上許可することがある。

### (転入学)

第 2 7 条 他の大学の大学院に在学する者で、本研究科に転入学を志願する者に対しては、欠

員のある場合に限り選考の上許可することがある。

2. 前項の規定により転入学を志願する場合は、研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

#### (入学手続)

第28条 入学、再入学、編入学、転入学試験に合格した者は、指定の期日までに保証人を定め、学則およびその他の諸規則を固く守ることを誓約しなければならない。

2. 前項の誓約等については別に定める。

#### (入学許可等)

第29条 前条第1項に定める手続及び第35条の入学金の納付を完了した者に入学を許可する。

2. 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。

#### (休学)

第30条 休学しようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出してその許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとするときは医師の診断書を添えなければならない。

2. 休学が引き続き3ヶ月以上にわたるときは、その期間は在学年数に算入しない。

#### (復学)

第31条 休学中の者が事由がなくなったときは復学を願い出て、その許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は医師の診断書を添えなければならない。

#### (退学)

第32条 退学をしようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出してその許可を得なければならない。

2. 他の大学、他の大学の大学院の入学試験を受けようとするときも前項の退学願を提出してその許可を得なければならない。

#### (除籍)

第33条 次の各号に該当するときは除籍する。

- (1) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者
- (2) 第5条第1項又は第2項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

#### (復籍)

第33条の2 前条第3号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、研究科

委員会の議を経て学長が許可することがある。

## 第 6 章 入学検定料、入学金、授業料

(入学検定料)

第 34 条 入学、再入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて別表第 2 に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第 35 条 入学、再入学又は転入学試験に合格した者は所定の期日までに別表第 2 に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料)

第 36 条 授業料は別表第 2 に定め、次の 2 期に分けて徴収する。

第 1 期 4 月 1 日から 5 月 31 日まで

第 2 期 10 月 1 日から 11 月 30 日まで

2. 授業料は休学者も納付しなければならない。ただし、事由を付して保証人連署の願書を提出した場合には、詮議の上一部を免除することがある。

(納付金の返付)

第 36 条の 2 既納の入学検定料、入学金及び授業料はいかなる理由があっても返付しない。

## 第 7 章 外国人留学生、科目等履修生、研究員、特別研究学生

(外国人留学生)

第 37 条 外国人で入学、転入学を志願する者があるときは、学力検定のうえ、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2. 外国人留学生の授業科目、単位数及び履修方法は、第 10 条に定めるとおりとする。

3. 外国からの留学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生等に関する学則上の取扱い)

第 37 条の 2 外国人留学生の取扱いについては、別に定める規程によるほかは、本学則の規定を準用する。

(科目等履修生)

第 38 条 本学大学院学生以外の者で、本学大学院において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合には、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可することがある。

2. 大学院科目等履修生規程は別に定める。

(研究員)

第39条 本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合には、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、大学院研究員として入学を許可することがある。

2. 大学院研究員規程は別に定める。

(特別研究学生)

第40条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、本学の大学院において研究指導を願い出る者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、特別研究学生として受け入れを許可することができる。

2. 特別研究学生に関する取扱いは別に定める。

## 第 8 章 懲 戒

(懲 戒)

第41条 本学の規則命令に違背し、又は学生の本分に反する行為のあった者は所定の手続によって懲戒する。

2. 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

### 附 則

1. この学則は、昭和37年4月1日から施行する。
2. この学則に定めるもののほか、本研究科学生に関し必要な事項は大学学則の規定を準用する。

### 附 則 (昭和39年4月1日)

1. この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

### 附 則 (昭和44年4月1日)

1. この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

### 附 則 (昭和50年4月1日)

1. この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

### 附 則 (昭和52年4月1日)

1. この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

### 附 則 (昭和55年4月1日)

1. この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成2年4月1日)

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成3年4月1日)

1. 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成3年12月1日)



1. 本学則は、平成3年12月1日から施行する。  
附 則 (平成4年4月1日)
1. 本学則は、平成4年4月1日から施行する。  
附 則 (平成5年4月1日)
1. 本学則は、平成5年4月1日から施行する。  
附 則 (平成6年4月1日)
1. 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
2. 第35条の2の規定は、平成6年3月31日現在の在籍者にも適用する。  
附 則 (平成7年4月1日)
1. 本学則は、平成7年4月1日から施行する。  
附 則 (平成9年4月1日)
1. 本学則は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則 (平成10年4月1日)
1. 本学則は、平成10年4月1日から施行する。  
附 則 (平成12年4月1日)
1. 本学則は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則 (平成14年4月1日)
1. 本学則は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則 (平成15年4月1日)
1. 本学則は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則 (平成16年4月1日)
1. 本学則は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則 (平成17年4月1日)
1. 本学則は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則 (平成19年4月1日)
1. 本学則は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則 (平成20年4月1日)
1. 本学則は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則 (平成22年4月1日)
1. 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成22年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

別表第 1

## 学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目	講義その他の の区分	単位数
薬学研究科 (薬科学専攻)	創薬化学特論	講 義	1
	薬品合成化学特論	〃	1
	分子創薬学特論	〃	1
	医薬品化学特論	〃	1
	薬品分析学特論	〃	1
	分子構造解析学特論	〃	1
	天然物化学特論	〃	1
	生薬学特論	〃	1
	放射薬品学特論	〃	1
	薬理学特論	〃	1
	機能形態学特論	〃	1
	機能病態分子学特論	〃	1
	細胞制御学特論	〃	1
	生体膜情報学特論	〃	1
	分子生物学特論	〃	1
	生化学特論	〃	1
	感染生体防御学特論	〃	1
	環境衛生学特論	〃	1
	病原微生物・化学療法学特論	〃	1
	薬品物理化学特論	〃	1
	医薬品情報科学特論	〃	1
※演習ゼミナール	演 習	4	
※課題研究	実 験	16	
備 考	※印は必修、特論講義は10単位以上（但し創薬科学コース、生命科学コース別に、それぞれの専門コースの講義を5単位以上含むこと）、演習ゼミナール4単位、課題研究16単位あわせて30単位以上を修得しなければならない。		

## 別表第2

## 平成22年度納付金一覧表

	修士課程	科目等履修生	研 究 員
入 学 検定料	円 35,000	円	円
入学金	200,000 (100,000)	10,000	200,000 (100,000)
授業料	750,000	1単位当 25,000	830,000

## ※ 備考

- 1 入学金についての（ ）内は本学卒業者の納付額とする。

# 東北薬科大学大学院薬学研究科委員会規程

昭和37年 4月 1日制定

昭和63年 3月 1日改正

平成19年 4月 1日改正

## (設置)

第1条 東北薬科大学大学院薬学研究科（以下「研究科」という）の重要事項を審議するため薬学研究科委員会（以下「委員会」という）をおく。

## (組織)

第2条 委員会は、研究科長及び研究科の教授を以て組織する。但し必要あるときは、委員会の議を経て、准教授又は責任の講師、助教を加えることができる。

2 研究科長は、構成員の中から委員会の推薦を経て、理事会が任命する。

## (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の教員の選考に関する事項
- (2) 学位論文の審査及び学位授与に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、退学、転学、除籍及び専門課程の変更に関する事項
- (5) 外国人学生に関する事項
- (6) 学生の試験に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) その他研究科の教育及び研究並びに運営に関する事項

## (会議の招集)

第4条 委員会は研究科長が招集し、その議長となる。但し、研究科長に事故あるときは、あらかじめ委員会において互選した教授がその職務を代行する。

## (委員会の成立及び議決)

第5条 委員会は、教授の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、特別の定めある場合を除き、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

## (議事録)

第6条 研究科長は議事録を作成し、研究科委員会にその承認を得なければならない。

2 議事録の作成並びに保管は事務局長がその掌に当るものとする。

## (その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て研究科長が定める。

## (規定改正)

第8条 この規程は、委員会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することが

できない。

附則

本規程は、昭和37年4月1日から施行する。

附則（昭和63年3月1日）

本規程は、昭和63年3月1日から施行する。

附則（平成19年4月1日）

本規程は、平成19年4月1日から施行する。